

建築基準法第42条第1項第5号の規定による

道の位置の指定(の取消し)申請要領

令和 5年 7月 1日

宝塚市 都市整備部 都市整備室 建築指導課

この要領は、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定方針及び事務の流れを示し、申請の円滑な運用を図ることを目的として定めます。

1 指定方針

建築基準法は最低の基準を定めたものであることから、適用条項の基準に適合していることはもとより、法の趣旨に合致し、関係部局と十分協議された計画について指定するものです。したがって、事前相談の段階で指定の対象として取り上げられない場合もあります。

2 適用条項

建築基準法第42条第1項第5号
建築基準法施行令第144条の4
建築基準法施行規則第9条及び第10条
建設省告示第1837号(昭和45年12月28日)
宝塚市建築基準法施行細則第15条及び第16条
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道に関する指導要綱

3 手続きの流れ

手続きの流れは4ページに示すとおりですが、申請者(又は代理者)は事前相談の提出までに、宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例、都市計画法第29条許可及びその他必要事項について、関係部局と十分協議を行ってください。

4 申請図書

●建築基準法第42条第1項第5号の規定による位置指定道路事前相談

次に掲げる図書を添付してください。

- ・付近見取図
- ・現況図
- ・土地利用計画図(団地の区域、道路の位置及び断面、周囲の状況を明確に記入)
- ・道路求積図及び宅地割り求積図
- ・排水施設構造図(道路断面図と兼用可)
- ・道路が既存宅地に接する場合、既存建物の道路斜線検討図等
- ・造成工事を伴う場合、造成計画図及び造成面積求積図
- ・字限図(道路となる部分を朱書きで記入)
- ・道路となる土地の全部事項証明書
- ・開発事業区域に関する発行通知書の写し(開発まちづくり条例)
- ・その他、係員が指示するもの

●道路の位置の指定(の取消し)申請書(細則様式第17号)

正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添付してください。

- ・委任状(本人申請の場合は不要)
- ・印鑑登録証明(原本)
 - ア) 承諾書に押印したもの
 - イ) 原則として提出前3ヵ月以内のもの
- ・道路となる土地の全部事項証明書(原本)
 - ア) 道路となる土地にかかるもの
 - イ) 原則として提出前3ヵ月以内のもの
- ・承諾書に押印した者が法人等の代表者である場合、代表者事項証明書(原本)
 - ア) 原則として提出前3ヵ月以内のもの
- ・関係課意見書(関係課からの意見に対する協議結果を記載したもの)
- ・指定道路を接続させる既存道路の所有者又は管理者との協議報告書
- ・公有水面等を占用する場合、占用許可書の写し
- ・造成工事を伴う場合、造成計画図及び造成面積求積図
- ・承諾書(細則様式第18号)の写し
- ・その他、係員が指示するもの

※ 印鑑登録証明、全部事項証明書及び代表者事項証明書については、申請から工事完了までの期間が長期に渡った場合、再度最新のものの提出を求められることがあります。

※ 「地域・区域」とは都市計画法による用途地域等、「団地の面積」とは指定道路及び指定道路にかかる宅地の面積の合計をいいます。

●承諾書(細則様式第18号) ※A2サイズの普通紙で作成してください。

次に掲げる図面を記入してください。

- ・付近見取図
 - ア) 縮尺 2,500 分の 1 の都市計画図を使用し、方位、付近の目標、指定道路の位置を記入してください。
- ・道路平面図
 - ア) 団地の外周線及びその周辺の状況を明記してください。
 - イ) 周囲の既存道路等の状況を明記してください。
 - ウ) 指定道路を接続させる既存道路の種別、幅員等を明記してください。
 - エ) 縮尺は、原則として 200 分の 1 又は 300 分の 1 としてください。
- ・道路断面図
 - ア) 横断面図(縮尺は原則として 20 分の 1 又は 30 分の 1)とし、道路に勾配がある場合、あるいは階段の場合は併せて縦断面図を記入してください。
- ・排水施設構造図(縮尺は 20 分の 1 又は 30 分の 1 とし、道路断面図と兼用可)
- ・字限図(道路となる部分を朱書きで記入)
- ・道路及び団地の求積図

6 その他留意すべき事項

- ・指定道路を接続させる既存道路の管理者及び指定道路の排水設備を接続させる設備の管理者と事前に協議しておいてください。また、宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例に基づく開発ガイドラインについても事前に協議しておいてください。
- ・承諾書の作成にあたっては、細則様式第18号の凡例及び注意書に従ってください。
- ・審査を終え、着工の指示をするまで、築造工事を着工しないでください。
- ・申請から指定の公告を行うまでの間、団地内の土地の分筆等を行わないでください。

7 参考

- ・建築基準法、同法施行令、同法施行規則及び建設省告示(抜粋) 5～8 ページ
- ・宝塚市建築基準法施行細則(抜粋) 9 ページ
- ・建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道に関する指導要綱 10～14 ページ

8 様式(別添)

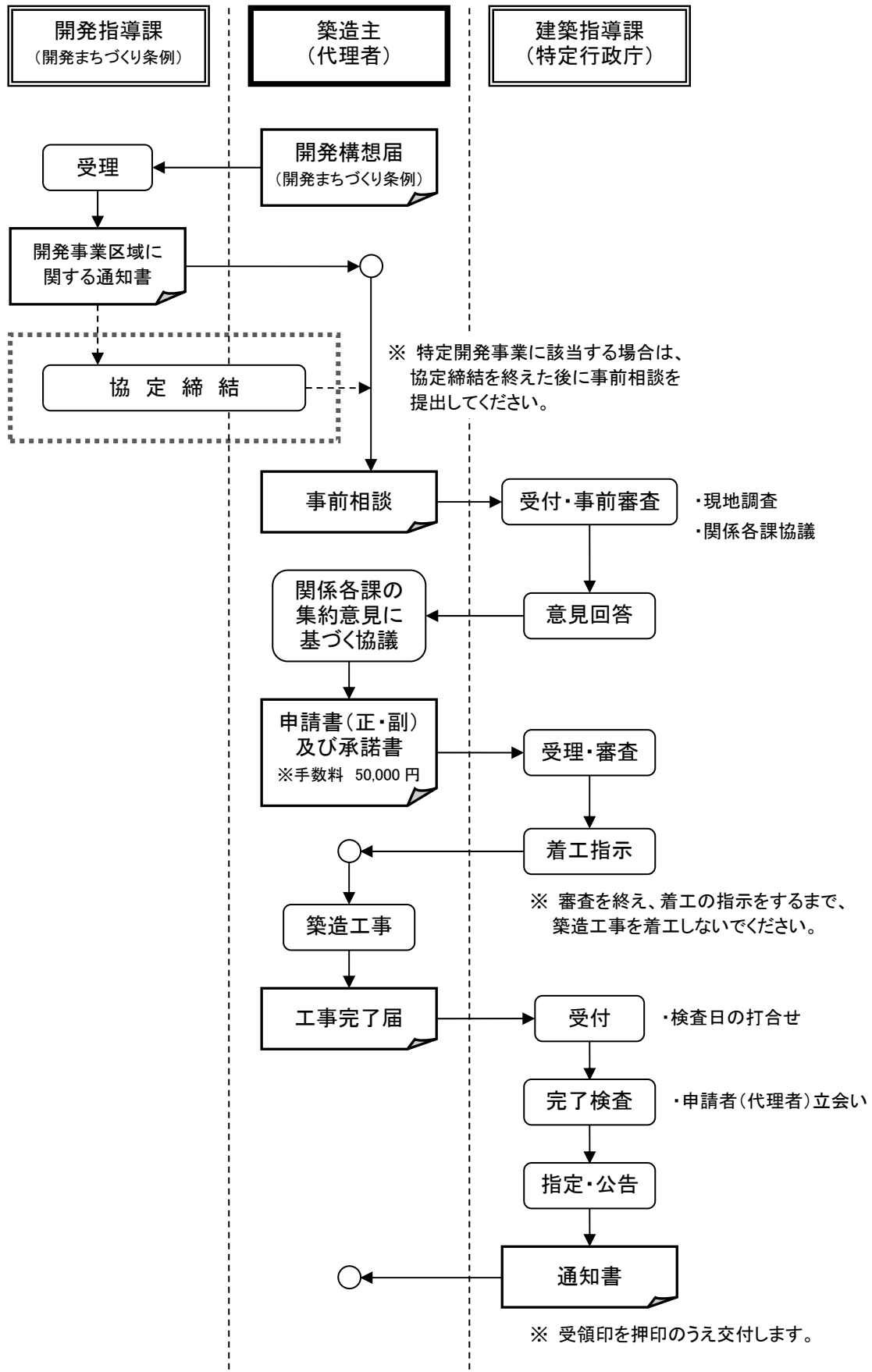
- ・建築基準法第42条第1項第5号の規定による位置指定道路事前相談
- ・道路の位置の指定(の取消し)申請書(正本及び副本)(細則様式第17号)
- ・承諾書(細則様式第18号) ※A2サイズの普通紙で作成してください。
- ・道路築造工事完了届(細則様式第19号)

9 問い合わせ先

この要領についての詳しいお問い合わせ先は、下記のとおりです。

問い合わせ先 : 宝塚市 都市整備部 都市整備室 建築指導課
電話 0797-77-2082

手続きの流れ



建築基準法、同法施行令、同法施行規則及び建設省告示（抜粋）

●建築基準法

（道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認め都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2メートル（前項の規定により指定された区域内においては、3メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道路の境界線とみなす。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわ

らず、同項に規定する中心線からの水平距離については2メートル未満1.35メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4メートル未満2.7メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

- 4 第1項の区域内の幅員6メートル未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員4メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。
 - 一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - 二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
 - 三 第1項の区域が指定された際現に道路とされていた道
- 5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4メートル未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第2項の規定により幅員1.8メートル未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

●建築基準法施行令

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
 - イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が6メートル以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安

全上支障がないと認めた場合

- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分の道を含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
 - 四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

●建築基準法施行規則

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地 籍 図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

- 第10条** 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
 - 二 指定の年月日
 - 三 指定道路の位置
 - 四 指定道路の延長及び幅員
- 2** 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 水平距離指定の年月日
 - 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
 - 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
 - 四 水平距離
- 3** 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

●建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）

道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2mをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

宝塚市建築基準法施行細則（抜粋）

（道路の位置の指定の申請等）

第15条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者（以下「道路位置指定申請者」という。）は、道路の位置の指定（の取消し）申請書（様式第17号）の正本及び副本に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する図面及び承諾書（様式第18号）
- (2) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の登記事項証明書
- (3) 承諾書により承諾をした者の印鑑登録証明書

2 市長は、前項各号に掲げる書類のほか、必要があると認める図書及び書類の提出を求めることができる。

3 道路位置指定申請者は、次項に規定する届出をするまでに、側溝その他の工作物により当該道路の位置の標示をしなければならない。

4 道路位置指定申請者は、当該道路の築造工事を完了した場合には、道路築造工事完了届（様式第19号）を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

5 市長は、道路の位置の指定をしたときは、省令第10条第1項の規定により公告し、かつ、当該申請書の副本に所要の記載をして、当該申請者に通知するものとする。

（道路の位置の指定の取消しの申請）

第16条 法第42条第1項第5号の規定により指定された道路（法附則第5項の規定により指定があったものとみなされた道路を含む。）の全部又は一部について、指定の取消しを受けようとする者は、前条第1項に規定する手続を準用して道路の位置の指定（の取消し）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請によって道路の位置の指定を取り消した場合においては、その旨を公告し、かつ、当該申請者に通知するものとする。

3 前条第5項の規定は、前項の規定による公告及び通知について準用する。

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この指導要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道の指定（以下「位置指定」という。）について、同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件（昭和45年建設省告示第1837号。以下「告示」という。）及び宝塚市建築基準法施行細則（平成2年宝塚市規則第2号）に定めのあるもののほか、道の指定を受けようとする道（以下「指定道路」という。）に関する事項を定め、もって法の目的達成を図ろうとするものである。

(築造計画)

第2条 道の指定を受けようとする者は、あらかじめ、指定道路の築造に当たっては、指定道路を接続させる既存道路の管理者と、また、指定道路の排水設備を接続するに当たっては、接続させる設備の管理者と協議しなければならない。

(指定道路の幅員)

第3条 指定道路の幅員は、第1図から第3図に示す方法によって測るものとし、4メートル以上の有効幅員を確保するものとする。

(転回広場)

第4条 告示に規定する自動車の転回広場は、第4図及び第5図に示すもの又はこれらと同等以上の機能を有するものとする。

(袋路状道路)

第5条 指定道路の延長が50メートル以下の道路で、次の各号の一に該当する場合は、袋路状の道路とすることができる。

- (1) 他の道路に接続する部分から35メートル以内に自動車の転回広場を設け、その転回広場から終端までの距離を15メートル以内とする場合
- (2) 指定道路の有効幅員を5メートル以上とする場合

(すみ切り)

第6条 令第144条の4第1項第2号ただし書の規定によりすみ切りを設ける必要がないと認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指定道路が幅員9メートル以上の他の道路に接続する場合（第6図参照）
- (2) 指定道路を次条に規定する構造とする場合

2 両側にすみ切りを設けることが困難な場合は、建築物の敷地、用途、規模等により通行の安全上支障がないようにしなければならない。（第7図参照）

- 3 交差、接続又は屈曲により生じる隅角が60度未満の場合は、長さ2メートル以上の底辺をもつ二等辺三角形のすみ切りを設けなければならない。(第8図参照)

(階段を含む道路)

第7条 令第144条の4第1項第4号ただし書の規定により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、次に掲げる構造としたものとする。(第9図参照)

- (1) 指定道路の延長は35メートル以下とすること。
- (2) 他の道路に接続する部分は奥行1.4メートル以上の踏込みを設けること。
- (3) 階段の構造は次のアからエに掲げるものとする。
 - ア コンクリート、石等堅固で耐久性のある材料を使用すること。
 - イ 階段のけあげは、16センチメートル以下、踏面は28センチメートル以上とすること。
 - ウ 高さが3メートルを超える場合にあっては、高さ3メートル以内ごとに踏幅1.4メートル以上の踊場を設けること。
 - エ 建築物の敷地から出入口に接する部分には、踏幅1.4メートル以上の踊場を設けること。ただし、前ウに掲げる踊場によって代えることができるものとする。

(排水設備)

第8条 令第144条の4第1項第5号に規定する排水設備は、次に掲げる構造とする。

- (1) 第1図から第3図又はこれらに準じる排水上、耐力上支障がない構造とすること。
- (2) 排水設備は、溢水、滞水及び漏水のおそれのない構造とすること。
- (3) 排水設備の端部は、他の有効な排水設備に接続すること。

(路面の構造)

第9条 指定道路は、アスファルト舗装又はこれと同等以上の路面保護を施したものである。また、縦断勾配によっては、車のすべり止めを施す等安全上支障がない構造とする。

(維持管理)

第10条 指定道路を管理する者は、自らの責任において、常に適法な状態に当該道路を維持管理しなければならない。

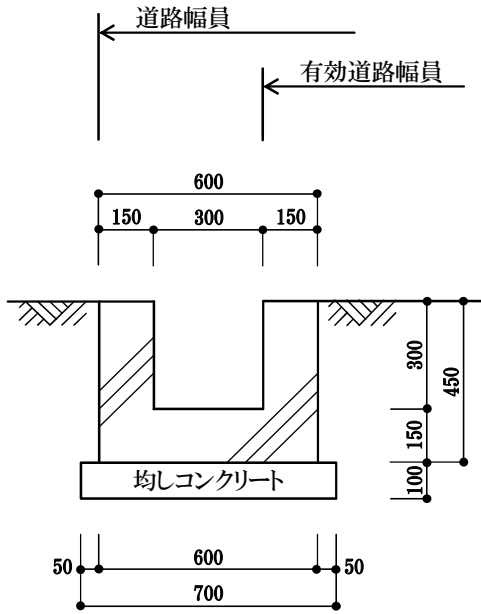
(道路敷地の登記)

第11条 指定道路の敷地は、その他の土地と区分して分筆登記するものとする。

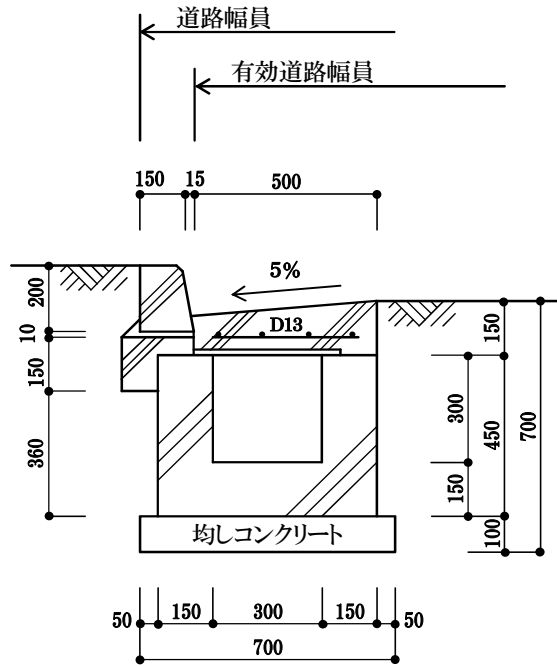
付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

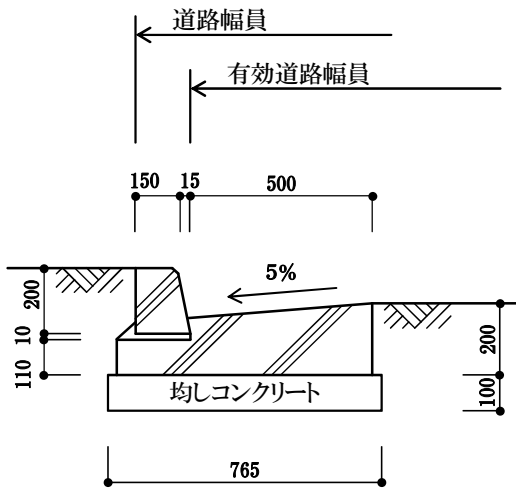
第1図 単位：ミリメートル



第2図 単位：ミリメートル

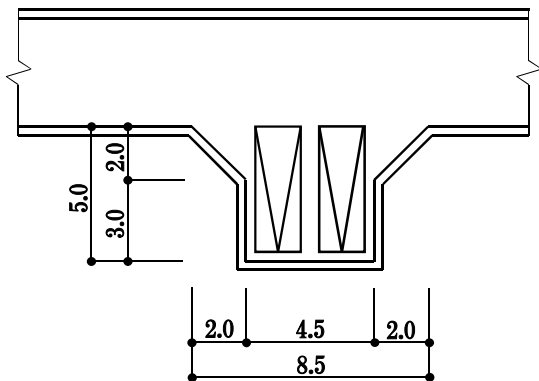


第3図 単位：ミリメートル

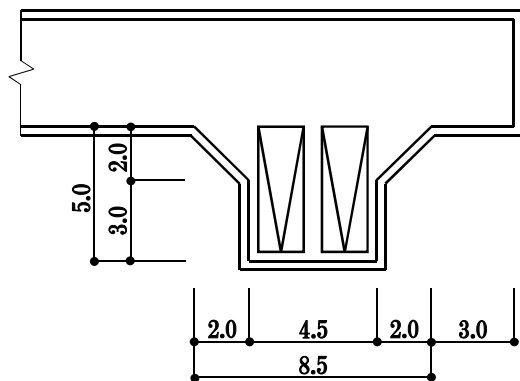


- 【注】 1. 道路横断部のグレーチング及び会所のグレーチングについては、宝塚市型を使用すること。
2. 縁石ブロックは、JIS-A5307を使用すること。

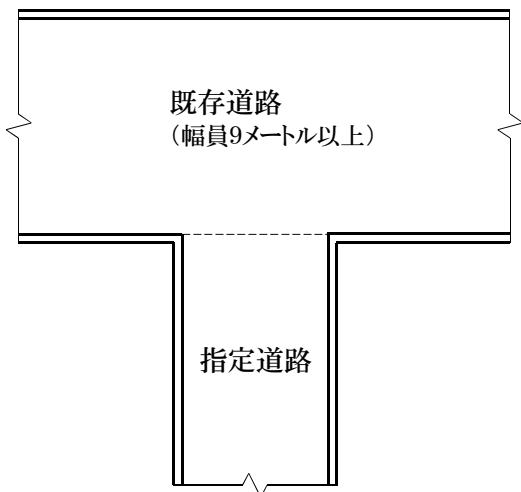
第4図 単位：メートル



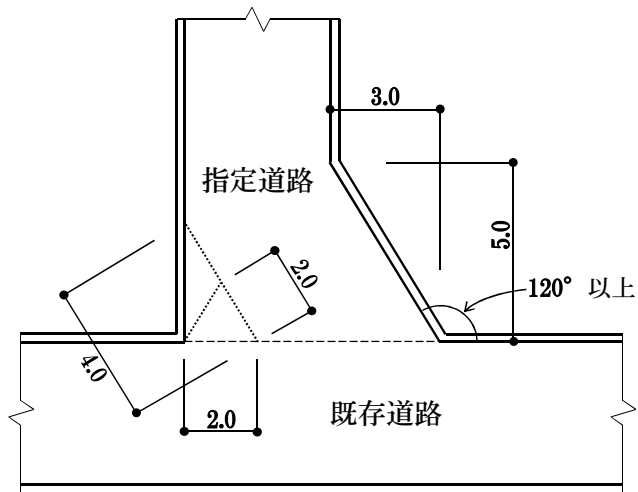
第5図 単位：メートル



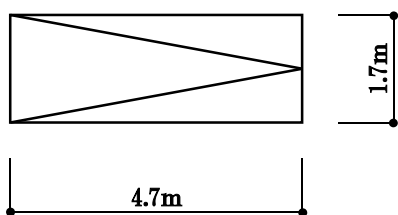
第6図



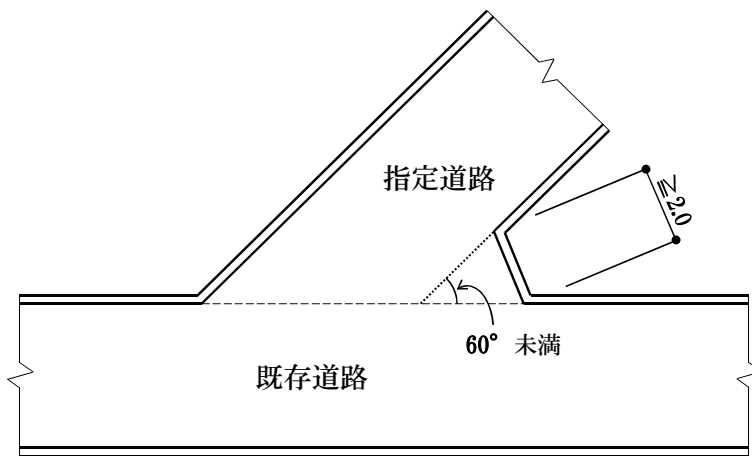
第7図 単位：メートル



自動車の大きさ



第8図 単位：メートル



第9図 単位：メートル

